

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容									
<p>警察本部 総務部 装備課</p>	<p>随意契約で、誤って価格検証の結果で不採用とすべき業者に発注してしまったことから、採用業者に支払うよりも高額を支払を行っていた。</p> <p>(1) 契約名：自動車修繕 (2) 契約期間：平成30年7月6日から同月20日まで (3) 支出額：63,385円</p> <p>【参考】電話見積確認書より</p> <table border="1" data-bbox="552 758 1311 972"> <thead> <tr> <th>見積業者の名称</th> <th>自動車修繕一式</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A株式会社</td> <td>63,385円</td> <td>採用</td> </tr> <tr> <td>株式会社B</td> <td>58,644円</td> <td>不採用</td> </tr> </tbody> </table>	見積業者の名称	自動車修繕一式		A株式会社	63,385円	採用	株式会社B	58,644円	不採用	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、担当者の勘違いで最低価格の業者を採用業者とすることなく経費支出何書を作成し、決裁でもその誤りを見逃してしまったものである。</p> <p>今後は同様の事案が発生しないよう、見積り合わせの際、見積結果を表示する電話見積確認書を作成するための計算式について、採用金額より不採用金額が安価であればエラー表示させるように改良し、複数の担当職員により見積業者・金額を点検して採用業者を選定し、採用金額を全参加業者に正しく伝え、支出負担行為の決裁時も一式書類を厳正に確認する。</p>
見積業者の名称	自動車修繕一式											
A株式会社	63,385円	採用										
株式会社B	58,644円	不採用										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から同月25日まで）